

渋川市まちなか創業支援事業助成金

《令和2年4月1日現在》

渋川市では中心市街地の活性化を進めるため、群馬県制度融資「創業者・再チャレンジ支援資金」を利用して創業等を開始した方に「まちなか創業支援事業助成金」を交付します。

1. 対象者

渋川市の定める中心市街地で、平成22年4月1日以降に群馬県制度融資「創業者・再チャレンジ支援資金」の融資を受け創業した方（これから創業する方を含む）で、市町村民税等を完納している方のうち、申請者及びその代表者が、以前に当該助成金の交付を受けていない方

※中心市街地の区域については、裏面の区域図をご覧ください。

2. 助成内容

群馬県制度融資「創業者・再チャレンジ支援資金」借入金に係る利子及び群馬県信用保証協会への保証料を助成します。

(1) 利子分助成限度額 償還残高に対し、約定利率のうち年1.0%に相当する額（百円未満切り捨て）

(2) 保証料助成限度額 保証料支払額

※当初借入金の内1,000万円分を助成対象の借入金の上限とします。

3. 助成期間

対象の融資を受けた日の属する年度を含め5年以内

4. 申込窓口

渋川市 産業観光部 商工振興課

5. 申込期間

対象の融資を受けた日の年度内に申込をしてください。

6. 提出書類

(1) 助成金交付申請書

(2) 償還予定表（5年分で元利が分かる書類）

(3) 信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し

(4) 法人の場合 登記簿謄本等
個人の場合 確定申告書の写し等

《問い合わせ先》

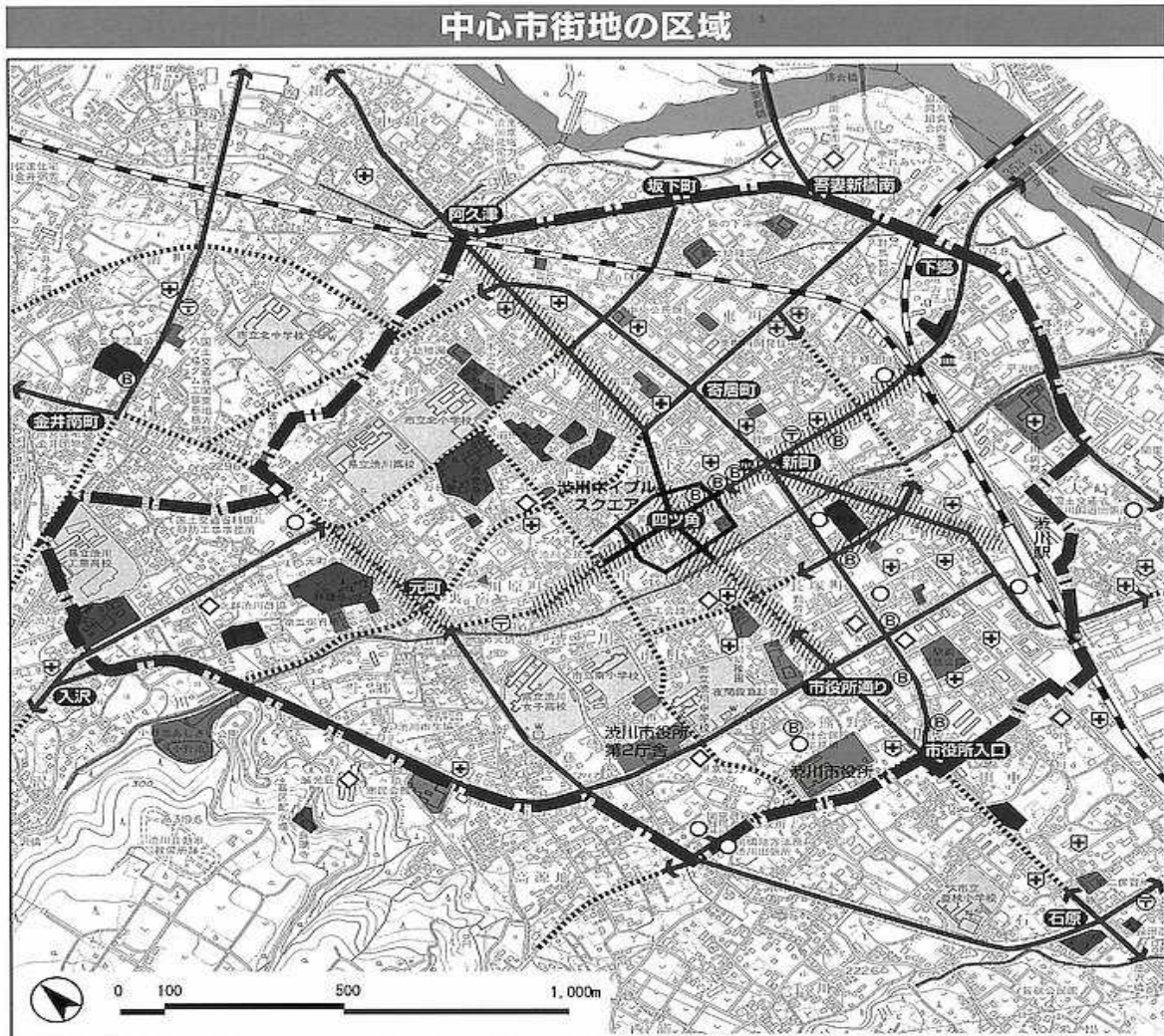
〒377-8501 渋川市石原80番地

渋川市 産業観光部 商工振興課(第二庁舎)

電話:0279-22-2596 FAX:0279-22-2132

e-mail: syoukou@city.shibukawa.gunma.jp

渋川市中心市街地区域図



※詳細については、商工振興課へお問い合わせください。